

## 学校法人慈恵大学役員報酬規程

制定 平成 3年7月1日

改定 令和 2年4月1日

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人慈恵大学の寄附行為第39条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項をさだめることを目的とする。

### (役員の種類と適用範囲)

第2条 役員とは、理事長、理事及び監事とする。

2. 役員待遇の顧問については、この規程を準用する。

### (役員報酬の種類)

第3条 役員等の報酬は、役員手当及び役員賞与とする。

### (役員手当)

第4条 前条に規定する役員手当は、毎月固定額を支給する。

2. 常勤の役員専任者には、役員手当の他、毎月固定額の専任役員手当を支給する。

### (役員賞与)

第5条 第3条に規定する役員賞与は、常勤の学内役員に年2回支給する。

なお、業績等を勘案し非常勤の学内役員に支給することもある。

### (非常勤役員手当)

第6条 非常勤の役員が、定例以外に臨時に役務提供した場合、日額で非常勤役員臨時手当を支給する。

2. 前項の報酬額は別に定める。

### (報酬額の決定)

第7条 役員に対する報酬総額(年額、賞与を含む。)は学校法人慈恵大学役員報酬年額支給額表に定める額とし、各役員等の報酬総額はその範囲内で、主管部署の稟議により関係部局が確認の上、理事長の承認を得て決定する。

2. 前項の報酬額は、業績及び貢献度に応じて変更し、又は非支給とすることがある。

### (報酬の支払いと控除)

第8条 役員手当は、原則として毎月25日に支給する。

2. 役員賞与は、6月及び12月の教職員賞与と同一月に支給する。

3. 非常勤役員手当は、原則として役務提供月の翌月25日に支給する。
4. 役員報酬から、税金、社会保険料等を控除する。

(報酬の支給開始及び停止)

第9条 役員報酬の支給については、役員就任日の属する翌月より支給を開始する。ただし役員就任日が月の初日のときは、その月より支給を開始する。

2. 役員報酬の停止については、役員退任日の属する月まで支給し、翌月より停止する。

(役員退職慰労金)

第10条 退職慰労金に関して、これを支給しない。

(公表)

第11条 この法人は、この規定をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

(主管部門)

第13条 役員報酬に関する主管部門は、総務部給与厚生課とする。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

学校法人慈恵大学役員報酬規程

制定 平成 3年7月1日

改定 平成25年6月1日

〃 令和 元年7月1日

学校法人慈恵大学役員報酬年額支給額表

1. 年額

単位:円

役員	上限年額
理事長	30,000,000
理事	25,000,000
監事	5,000,000

※役員報酬は役員手当、役員賞与を合計した報酬総額

2. 退職慰労金は非支給

学校法人慈恵大学役員報酬支給額表 制定 令和元年7月1日  
改定 令和2年4月1日